

## 秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和6年3月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の条文の最後に「ただし、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年の合計所得金額の合計が1,000万円を超える者を除く。」を加える。

第3条第1項第2号中の「前年の収入金額」を「前年収入金額（給与、事業、不動産、公的年金、遺族年金、障害年金等のすべての収入の合計額をいう。）」に改め、表中の「無収入又は非自発的失業」を「無収入又は非自発的失業（申請日時点で再就職等により給与、事業等の収入を得ている者を除く。）」に改める。

第9条第1項の次に次の1項を加える。

2 減免の承認を受けた者に減免事由又は収入及び所得見込み額に変更が生じた場合には、第4条に規定する後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第2号）等により、広域連合長に申告しなければならない。

第10条を第11条に改め、第10条を次のように改める。

第10条 前条第2項の規定による申告があった場合、又は保険料額に変更が生じたこと等により減免額を変更すべき事情が認められた場合、減免額を変更するものとする。

2 前項の規定により減免額を変更する場合には、変更する理由を付して後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書（様式13号）により通知する。

様式第2号の文中の最後に「なお、減免の対象となる期間が翌年度にわたる場合は、本申請をもって翌年度の後期高齢者医療保険料の減免を申請します。」を加える

様式第13号として「後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書」を定める。

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。